

○三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則

平成十四年三月二十六日三重県規則第十五号

改正

平成一七年三月二九日三重県規則第三一号

平成一九年一二月二六日三重県規則第七一号

平成二五年一〇月四日三重県規則第七九号

平成二六年九月三〇日三重県規則第五七号

平成二七年三月二七日三重県規則第一六号

平成二八年三月二九日三重県規則第三六号

平成二九年三月三十一日三重県規則第三八号

平成三〇年一二月二五日三重県規則第八八号

令和二年九月二九日三重県規則第六五号

令和三年三月三〇日三重県規則第九二号

令和五年三月三十一日三重県規則第三四号

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則をここに公布します。

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、経済的な理由により、専修学校高等課程における修業が困難な者に対する三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(三重県専修学校高等課程修業奨学金の種類)

第二条 三重県専修学校高等課程修業奨学金の種類は次のとおりとする。

- 一 月額を単位として貸与する三重県専修学校高等課程修業費（以下「修業費」という。）
- 二 入学時一時金として貸与する三重県専修学校高等課程修業支度費（以下「修業支度費」という。）

(定義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。
- 二 専修学校高等課程 法第二百五条第一項に規定する専修学校の高等課程（専ら職業に必要な

な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。)をいう。

三 奨学金 修業費及び修業支度費をいう。

四 奨学生 専修学校高等課程入学前に修業支度費の貸与を受ける者及び専修学校高等課程に在学し、奨学金の貸与を受ける者をいう。

五 中学校の校長 奨学金の貸与を受けようとする者が在学する三重県内(以下「県内」という。)の中学校の校長をいう。

六 専修学校高等課程の校長 奨学金の貸与を受けようとする者又は奨学生が在学する専修学校高等課程の校長をいう。

(奨学金の貸与を受ける者の資格等)

第四条 修業費の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

一 親権者、後見人若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、若しくは過去に監護していた児童養護施設長等(以下「保護者」という。)が県内に住所を有する者であること。ただし、貸与を受ける者が成年である場合は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。

ロ 当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属していない場合は、当該貸与を受ける者が県内に住所を有すること。

二 専修学校高等課程に在学する者であること。

三 高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設に在学し、又はこれらの教育施設を卒業し、若しくは修了していない者であること。

四 第七条の規定による奨学金の申請時において、同一の世帯に属する全ての者の所得の合計額が、経済状況等を考慮して知事が別に定める基準に該当する世帯に属する者であること。

五 当該専修学校高等課程における修業に対し、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項に規定する学資金の貸与、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条第一項第二号及び第三十一条の六第一項第二号に規定する資金の貸付け又は社会福祉法人三重県社会福祉協議会が行う修学資金の貸付けを受けていない者であること。

六 奨学金の貸与を受け、又は専修学校若しくは各種学校の入学者に対する県の補助事業による補助金の交付を受けて、専修学校で修業したことがない者であること。

2 修業支度費の貸与を受けることができる者は次の各号の全てに該当する者とする。

一 前項第一号から第四号まで及び第六号に定める条件に該当する者であって、当該年度に専修学校高等課程に入学した者であること。

二 当該専修学校高等課程における修業に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項第二号及び第三十一条の六第一項第二号に規定する資金の貸付け又は社会福祉法人三重県社会福祉協議会が行う入学一時金の貸付けを受けていない者であること。

3 採用の内定を受けることができる者は、当該内定を受けようとする年度の翌年度に専修学校高等課程に入学する予定の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修業費の貸与を受けようとする者にあつては、第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる要件を満たす者であること。

二 修業支度費の貸与を受けようとする者にあつては、第一項第一号、第三号、第四号及び第六号並びに前項第二号に掲げる要件を満たす者であること。

(奨学生の採用)

第五条 奨学生の採用は、次に掲げるものを行う。

一 予約採用 中学校の第三学年（義務教育学校の第九学年、中等教育学校の前期課程第三学年及び特別支援学校の中学部第三学年を含む。）に在学中の者を対象とし、知事が定める期間内に申請をする者の採用

二 通常採用 専修学校高等課程に在学中の者を対象とし、知事が定める期間内に申請をする者の採用

三 緊急採用 専修学校高等課程に在学中の者であつて、次項各号に該当する者を対象とした採用

2 前項第三号の緊急採用は、次の各号のいずれかに該当する者が申請をすることができる。

一 父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由により、その属する世帯の家計が急激に悪化することとなった者又は悪化することが明らかである者

二 火災、自然災害等により、その属する世帯の家計に深刻な影響を受けることとなった者

三 その属する世帯の長期間の経済的な困難の継続によって修業に困難を生じることとなった者
(連帯保証人)

第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金の貸与を受けることにより生ずる一切の債務

について、連帯保証人を二人立てなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が成年である場合は、第三項に定める連帯保証人を一人立てるものとする。

2 前項の連帯保証人のうち、一人は、保護者（次条の申請をした者が成年に達した場合の保護者であった者を含む。）とする。ただし、知事が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

3 第一項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人を除く他の者（以下「第二連帯保証人」という。）は、貸与を受ける奨学金の返済能力を有する者その他知事が別に定める要件に該当する者でなければならない。

（奨学金の申請手続）

第七条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保護者（奨学金の貸与又は採用の内定を受けようとする者が未成年者である場合に限る。）及び第二連帯保証人の連署した奨学金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 中学校又は専修学校高等課程の在学証明書
- 二 同一の世帯に属する全ての者の住民票の写し
- 三 同一の世帯に属する全ての者の所得についての市町村長の証明書

（予約採用の内定及び決定等）

第八条 知事は、前条の規定により予約採用の申請をした者について、選考の上、その者の採用の内定を決定し、本人、保護者、第二連帯保証人及び中学校の校長に通知するものとする。

2 知事は、前項及び第五項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。

3 第一項の規定により採用の内定の決定を受けた者（以下「予約採用内定者」という。）は、知事が定める期限までに進路決定届（第三号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定により進路決定届（第三号様式）を提出した予約採用内定者であって、修業費の額及び期間並びに修業支度費の額を変更しようとする者は、奨学金貸与額等変更申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、第三項の規定により進路決定届（第三号様式）を提出した予約採用内定者が専修学校高等課程に入学したことを確認したときは、その者の採用を決定し、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。

6 前項の決定を受けた者は、知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書（第五号様式）及び知事が別に定める書類（以下これらを「奨学金返還誓約書兼借用証書等」という。）を知事に提出しなければならない。

- 7 第五項の決定を受けた者が、正当な理由なく知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。

(通常採用及び緊急採用の決定等)

第九条 知事は、第七条の規定により通常採用又は緊急採用の申請をした者について、選考の上、その者の採用を決定し、本人、保護者（第七条の申請をした者が成年に達した場合の保護者であった者を含む。以下同じ。）、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。

- 3 第一項の決定を受けた者は、知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を知事に提出しなければならない。

- 4 第一項の決定を受けた者が、正当な理由なく知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。

(貸与の総額)

第十条 知事は、貸与すべき奨学金の総額を予算の範囲内で決定するものとする。

(貸与の額等)

第十一条 奨学金は、無利子で貸与するものとする。

- 2 修業費は、奨学生が在学する専修学校高等課程の区分及び奨学生の通学状況の区分に応じ、別表第一に定める金額を月額として貸与する。

- 3 修業支度費は、奨学生が在学する専修学校高等課程（予約採用内定者にあつては、第八条第三項に規定する進路決定届（第三号様式）により届け出た専修学校高等課程）の区分に応じ、別表第二に定める金額を奨学生が入学した日の属する月の一時金として貸与する。

- 4 奨学生は、在学する専修学校高等課程の区分又は奨学生の通学状況の区分に変更がある場合は、速やかに奨学金貸与額変更申請書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、前項の規定により奨学金貸与額変更申請書（第六号様式）の提出を受け、適当と認めるときは、貸与額を変更し、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。

(貸与の期間)

第十二条 修業費の貸与期間は、第八条第五項又は第九条第一項の規定による決定の際に定める月（以下「貸与開始月」という。）から奨学生が在学する専修学校高等課程の正規の修業年限を修了する日の属する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、修業費の貸与を受けた月数の通算が正規の修業年限に相当する月数に至るまでの範囲で貸与期間を延長することができる。

3 前項の規定による貸与期間の延長を受けようとする奨学生は、正規の修業年限が終了する一月前までに、奨学金貸与期間延長申請書（第七号様式）に当該延長を受けようとする理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により貸与期間を延長したときは、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。

（貸与の時期及び方法）

第十三条 知事は、別表第三の上欄の区分に応じて、下欄に定める時期に奨学金を貸与するものとする。ただし、予約採用内定者に対しては、第四条第二項第一号の規定にかかわらず、専修学校高等課程への入学を予定する日の属する月の前月に修業支度費を貸与することができる。

2 奨学生は、二回目以降の貸与にあつては、毎年三月一日、六月一日、九月一日又は十二月一日（以下これらを「基準日」という。）における在学証明書を、それぞれ当該基準日から十日以内に知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の在学証明書が提出されたときその他別に定めるところにより奨学生の在学の状況を確認したときは、奨学生があらかじめ指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。

（貸与の継続手続）

第十四条 奨学生は、奨学金の貸与の決定があつた日の属する年の翌年以降、毎年三月末日までに、奨学金貸与継続届（第八号様式）に、継続して奨学金の貸与を受けようとするときは第七条第二号及び第三号に掲げる書類を、奨学金の貸与を受けることを辞退するときは異動届（第十三号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

（採用内定の取消）

第十五条 知事は、予約採用内定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第八条第一項の規定による採用の内定を取り消すものとする。

一 第四条第一項第一号及び第三号から第五号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 心身の故障により、修業の見込みがないとき。

四 性行が著しく不良になったとき。

五 奨学金申請書（第一号様式）に虚偽の記載をし、又は不正な手段によって採用の内定を受け

たとき。

六 第八条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

七 第八条第三項の規定により知事が定める期限までに進路決定届（第三号様式）を提出しないとき。

八 その他奨学金を貸与する必要がないと知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により採用の内定を取り消したときは、本人、保護者、第二連帯保証人及び中学校の校長又は専修学校高等課程の校長に通知するものとする。

（貸与の打ち切り）

第十六条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、奨学金の貸与を打ち切るものとする。ただし、当該奨学生が次の各号のいずれにも該当しない状態に至ったときは、再度、第七条の申請を行うことを妨げない。

一 第四条第一項第一号から第五号までに掲げる要件を欠くに至ったとき。

二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 第十四条に規定する期限までに奨学金貸与継続届（第八号様式）を提出しないとき。

四 心身の故障により、修業の見込みがないとき。

五 性行が著しく不良になったとき。

六 奨学金申請書（第一号様式）に虚偽の記載をし、又は不正な手段によって奨学生となったとき。

七 第八条第二項又は第九条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

八 奨学金貸与期間における休学期間が通算して三年に達したとき。

九 その他奨学金を貸与する必要がないと知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により、貸与を打ち切ったときは、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。

（貸与の休止等）

第十七条 知事は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの期間、奨学金の貸与を休止する。

2 前項の場合において、既に貸与した修業費があるときは、その修業費は、復学した日の属する月以後の分として貸与したものとみなす。

- 3 知事は、奨学生が前条第一項各号のいずれかに該当すると見込まれる場合は、奨学金の貸与を一時留保することができる。

(奨学金の返還)

第十八条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十二年以内に奨学金を返還しなければならない。

- 一 専修学校高等課程を修了したとき。
- 二 第十六条第一項の規定により、奨学金の貸与を打ち切られたとき。
- 三 第二十一条第一項第一号の規定による返還猶予が、修了以外の理由で終了したとき。
- 四 第二十一条第一項第二号の規定による返還猶予事由が消滅したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者の奨学金を返還しなければならない期間は、当該各号に定めるところによる。

- 一 貸与の総額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者 前項各号の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十五年以内
- 二 貸与の総額が百八十五万円以上の者 前項各号の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十八年以内

- 3 知事は、前二項の規定による返還金の額及び返還期日等について、本人、保護者及び第二連帯保証人に通知するものとする。

- 4 返還金を正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の規定により算定した額を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、遅延損害金を減免する。

(返還の方法)

第十九条 奨学金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

- 2 前項の規定により最初に返還する月は、猶予及び据え置き期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年を経過しない月でなければならない。

- 3 奨学金の返還期日は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に定める日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を返還期日とする。

一 月賦 毎月末日

二 半年賦 返還月の末日

4 奨学生又は奨学生であった者は、返還方法を変更しようとするときは、速やかに奨学金返還計画変更申請書（第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還の免除）

第二十条 三重県専修学校高等課程修業奨学金返還免除に関する条例（平成十四年三重県条例第八号。以下「条例」という。）第二条の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（第十号様式）に次に掲げる書類を添えて、同条各号の事由の発生後遅滞なく知事に申請しなければならない。

一 条例第二条第一号に該当する場合は、奨学生であった者の死亡を証する書類

二 条例第二条第二号に該当する場合は、奨学生であった者の障害の状態が別表第四の下欄に掲げる状態のいずれかに該当し、就業が困難であることを証する医師の診断書（第十一号様式）
その他の書類

2 前項の規定による申請は、本人が死亡したとき、心身に重大な障害を受けたときその他やむを得ない事由により申請を行うことができないときは、保護者、配偶者又は第二連帯保証人が行うことができる。

3 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、第一項の規定による申請時まで返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額とする。

一 条例第二条第一号に該当する場合又は同条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の一級に該当するときに限る。） 貸与を受けた奨学金の総額から第一項の規定による申請時まで返還した額を控除した額（次号において「残額」という。）
の全額

二 条例第二条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の二級に該当するときに限る。） 残額の四分の三に相当する額

（返還の猶予）

第二十一条 知事は、奨学生であった者が、奨学金貸与期間の終了後、次の各号のいずれかに該当し、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になったと認めるときは、奨学金の返還を猶予することができる。

一 専修学校高等課程に在学するとき。

二 法第一条に規定する大学、法第九十七条に規定する大学院、法第百八条第二項に規定する短期大学、法第百二十四条に規定する専修学校及び法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学したとき、これらと同等の課程若しくは相当する課程を有するものとして知事が認める外国の学校に留学したとき、又は法令に基づき設置する大学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき（国家公務員の身分を有する者を除く。）。

三 災害により被害を受けたとき。

四 第二号に規定する学校への進学のための準備のため、自宅又は自宅の外で学習したとき。

五 就職のため、職業訓練を受けているとき（職業訓練を受けている施設から給与を得ている場合を除く。）。

六 就労の意思を有しながら一度も就労できないとき。

七 疾病、失業又は休職により就労することができないとき。

八 妊娠、出産又は育児を理由として休業したとき（個人で事業を営む者（税務署に開業の届出をしてあるものをいう。）が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む。）。

九 その他やむを得ない事由によって返還が困難になったとき。

2 奨学生であった者又はその保護者、配偶者若しくは第二連帯保証人は、前項の規定による返還猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申請書（第十二号様式）にその理由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

（返還猶予の期間）

第二十二条 前条の規定による返還猶予の期間は、次のとおりとする。

一 前条第一項第一号又は第二号に該当するときにあっては、その事由が継続している期間。

二 前条第一項第三号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、猶予期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、知事が必要と認めたときは、猶予期間を延長することができるものとする。

三 前条第一項第四号から第七号まで及び第九号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。

四 前条第一項第八号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、その事由が継続しているときは、子が満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。

2 前条第一項第四号から第七号まで及び第九号の規定により返還猶予した場合において、知事が必要と認めたときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、

当該延長期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、知事が必要と認めたときは、さらに一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。

- 3 前条第一項第四号から第七号まで及び第九号の規定により返還猶予する場合は、猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。

(異動の届出)

第二十三条 奨学生、予約採用内定者（以下この条において「奨学生等」という。）若しくは奨学生であった者又はその保護者は、貸与の開始又は返還を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに異動届（第十三号様式）に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 奨学生が退学したとき。
- 二 奨学生が修了したとき。
- 三 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- 四 奨学生が復学したとき。
- 五 奨学生等が第四条第一項第一号から第五号までに掲げる要件を欠くに至ったとき。
- 六 奨学金の貸与を受けること又は採用の内定を辞退するとき。
- 七 奨学生等若しくは奨学生であった者、その保護者又は第二連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- 八 第十三条第三項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。
- 九 その他知事が必要と認める事項に変更が生じたとき。

- 2 奨学生等若しくは奨学生であった者又はその保護者は、保護者又は第二連帯保証人の死亡等の理由により保護者又は第二連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申請書（第十四号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、同意を得なければならない。

- 一 保護者を変更する場合は、保護者になろうとする者の住民票の写し
- 二 第二連帯保証人を変更する場合は、知事が別に定める書類

(委任)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則（平成二十六年三重県規則第十八号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日三重県規則第三十一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十六日三重県規則第七十一号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年十月四日三重県規則第七十九号）

- 1 この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年九月三十日三重県規則第五十七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県規則第十六号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第十三条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に貸与した修業奨学金に係る遅延損害金について適用し、この規則の施行の日前に貸与した修業奨学金については、なお従前の例による。ただし、知事は、奨学生が修業奨学金の返還期日までに当該修業奨学金を返還しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、この規則の施行の日前に貸与した修業奨学金に係る遅延損害金を減免することができる。

附 則（平成二十八年三月二十九日三重県規則第三十六号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則に規定する様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則に規定する様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成二十九年三月三十一日三重県規則第三十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則（以下「新規則」という。）第十三条第一項ただし書きの規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与が決定される者について適用し、同日前に貸与が決定された者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際に現に改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づき提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成三十年十二月二十五日三重県規則第八十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年九月二十九日三重県規則第六十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（令和三年三月三十日三重県規則第九十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（令和五年三月三十一日三重県規則第三十四号）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

別表第一（第十一条関係）

区分		金額
国公立	自宅通学	一八、〇〇〇円
	自宅外通学	二三、〇〇〇円
私立	自宅通学	三〇、〇〇〇円
	自宅外通学	三五、〇〇〇円

別表第二（第十一条関係）

区分	金額
国公立	四〇、〇〇〇円又は八〇、〇〇〇円
私立	五〇、〇〇〇円又は一〇〇、〇〇〇円

別表第三（第十三条関係）

区分	貸与時期
四月、五月及び六月分の奨学金（予約採用及び通常採用における初回の貸与に限る。）	七月
四月、五月及び六月分の奨学金	六月
七月、八月及び九月分の奨学金	九月
十月、十一月及び十二月分の奨学金	十二月
一月、二月及び三月分の奨学金	三月

別表第四（第二十条関係）

障害の程度	障害の状態
一級	一 常時心神喪失の状況にあるもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 片目の視力を失い、他方の目の視力が〇・〇六以下に減じたもの 四 そしゃくの機能を失ったもの 五 言語の機能を失ったもの 六 手の指の全部を失ったもの 七 常に床について複雑な看護を必要とするもの 八 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したものの
二級	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの 三 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 四 せき柱の機能に著しい障害を残すもの 五 片手を腕関節以上で失ったもの

六	片足を足関節以上で失ったもの
七	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
八	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
九	片手の五つの指又は親指及び人差し指を含む四つの指を失ったもの
十	足の指の全部を失ったもの
十一	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
十二	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
十三	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

備考

- 一 下欄各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
- 二 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。